

会議録（要旨）

件 名	令和6年度 第1回亀岡市行政改革推進委員会		
日 時	令和6年5月29日（水）		
	午後1時30分から5時	場 所	市役所6階602・603会議室
出席委員	10名：石田数美／木村好孝／久下沼仁筈／新谷薫／鈴木康久／ 巽留美／谷奥正憲／玉記道子／松岡京美／森田剛		
欠席委員	5名：大釜拓夢／香川賢人／伊達勉／中川清一／辻野さなえ		
事務局 出席者	5名：政策企画部長／企画調整課長／財政課長 他		
関係職員 出席者	13名：広報プロモーション課／人事課／情報政策課／市民力推進課／ 総務課／財産管理課／市立病院経営企画室		
傍聴者数	1名		
次 第	1 開 会 2 委嘱状の交付 3 副市長あいさつ 4 議事 （1）亀岡市行財政改革大綱2020－2024実施計画（令和5年度）の 取組結果について （2）今後の行財政運営について 5 その他 （1）今後のスケジュールについて 6 閉 会		

1 開 会

只今より令和6年度第1回亀岡市行政改革推進委員会を開催する。

2 委嘱状の交付

3 副市長挨拶

副市長挨拶

行政改革は、行政にとっての永遠のテーマでありゴールがない。時代によって、取り組む中身が変化しているが、大きく三通りあると考えている。一つは、行革当初から行われた、人員削減や給与の削減、施設の統廃合や行政サービスの縮小などによる財源の確保である。

二つ目は、増やすタイプの行革である。今、国では、プライマリーバランスを重視した収支均衡を目指す政策から、MMT（現代貨幣理論）という理論に基づき、国債を発行し積極的な公共投資を進めるべきとする議論も行われている。

MMTは地方自治体に当てはまるものではないが、例えば亀岡市が進める行政事務のデジタ

ル化は、市民のニーズに合わせて、ICT への投資を進めるものである。

三つ目は、職員の配置や財源の配分を変えるなど、シフトする改革である。組織改革や職員能力の向上により市民満足度を高める取組が当てはまる。

現在、亀岡市は行財政改革大綱 2020-2024 に基づき、13 の取組項目を進めているが、シフトする改革が中心になっているように感じる。

時代の変化に合わせて、限られた行政資源を最大限に活用し、行政サービスの質を高め、市民満足度を高めるため、委員の皆さまには、様々な立場から忌憚のない意見をいただきたい。

会長挨拶

地方自治法には、効率的な行政運営を行うことがうたわれている。副市長からの説明があったように取組内容は時代により変化しているが、現在は、行政サービスのデジタル化や職員能力の向上、市債の抑制などを審議している。亀岡市の市民が幸せに暮らせるよう忌憚のない意見をいただきたい。

4 議 事

(1) 亀岡市行財政改革大綱 2020-2024 実施計画（令和 5 年度）の取組結果について

資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3

事務局 ≪資料に沿って事務局から説明≫

No.1 「窓口サービスの充実・事務改善」

No.3 「市民協働の推進」

No.8 「業務効率を高めるための ICT の活用」

No.9 「電子決裁の推進」

No.12 「公共施設マネジメントの推進」

会長

自己評価の数字の違いはどのような基準か。

事務局

計画に対する評価は、年度計画に対して計画通りの達成であれば「3」と自己評価している。計画を上回って達成できたと担当課が判断した場合は「4」または「5」と記載している。目標に対する評価は、目標数値を参考に、目標通りの達成であれば「3」、目標以上の達成であれば「4」または「5」と記載している。

A 委員

No.1「窓口サービスの充実・事務改善」の取組で、「見直しを検討・改善した窓口業務数」を22件としているが、業務の数か、窓口の数か。

事務局

業務数でカウントしている。上半期に16業務、下半期に6業務の改善がされたことから合計22件として報告している。

A 委員

人間ドックをオンラインで申し込んだ際は受付メールを受信したが、人権啓発課の手続きでは返信がなかったため電話で確認をとったことがある。同じようなサービスであれば受付メールを送るよう希望する。

会長

一つ一つの積み重ねが市民満足度につながると思う。

A 委員

No.3「市民協働の推進」の取組で、市民活動紹介冊子を作成したとあるが、どこに設置し、どのように有効活用したのか。

市民力推進課

市役所1階エントランスのコーナー、3階文化芸術課前、5階市民力推進課執務室内、公共施設等に設置している。また、16の掲載団体にも配布している。

A 委員

参加団体に他の団体の活動を知ってもらうことは良いことだと思う。活動に参加されたい市民にも届くよう周知をお願いします。

市民力推進課

公共施設では、ガレリアかめおか、南丹広域振興局、亀岡市社会福祉協議会、亀岡市総合福祉センター、市立図書館各館、市内の文化センターに設置している。また、市のホームページからも閲覧可能である。

会長

LINE等でも周知をお願いします。

B 委員

No.8「業務効率を高めるための ICT の活用」の取組では、数値目標の「RPA 適用を検討・導入した事務数」を年 5 件としているが、業務全体の中で、どのような進捗か。

情報政策課

5 年間の目標として RPA の活用を掲げ、計画的に運用拡大を進める必要があることから年 5 件ずつを目標値として設定している。ICT の動向は、近年目まぐるしく、計画通り順番に進めれば良いというものではなくなっている。例えば、生成 AI についても、令和 4 年度末頃に浮上し、待ったなしの状況で検討を進め令和 5 年度に導入に至った。

会長

窓口サービスのデジタル化などで、良い成果があったものはあるか。

情報政策課

内部事務のデジタル化と市民サービスのデジタル化の 2 面がある。内部事務では、給付金事務を少ない職員でなるべく早く進めるため RPA を導入したところ、全 8,000 件のデータ処理に対して、約 400 時間の削減につながっている。職員の健康管理にもつながったと考えている。

令和 5 年度に導入した申請書の自動作成システム「Caora」は、マイナンバーカードや運転免許証など様々な本人確認書類を読み取り、住所、氏名、生年月日が申請書に自動的に転記されるシステムとなっている。1 か月間の実証実験により、市民から好評を得たことから導入を決めた。

A 委員

生成 AI については、既存の情報に基づいて作成されるが、例えば男女共同参画のテーマであれば、ジェンダー規範に留意した内容でなければならない。表現や言葉遣いなど、相手が受け止める感覚に配慮した対応をお願いする。

会長

生成 AI で挨拶文なども作成できるようだが、言葉遣いなどは職員が判断するようお願いする。

C 委員

RPA については、単純作業には向いているが、何にでも使える物ではないと思う。逆に時間がかかってしまう作業もあるかと思う。今後、RPA のシステム更新にどれくらいの費用がかかるか分からないが、単純作業のみにして最低限の経費で上手に使っていただきたい。

会長

他の自治体の動きなども見ながら判断をお願いします。

B 委員

No.12「公共施設マネジメントの推進」の取組は、国からの指示で進められていると思うが、施設の新設や廃止、統合など、市民のニーズをどのように把握しているか。

財産管理課

亀岡市公共施設等総合管理計画の策定時にアンケートを取っている。令和7年度で計画策定から10年を経過することから、再度アンケートを実施予定である。また、各施設において利用者からのアンケートを随時募集している。

会長

今後、文化資料館や文化ホールなどの建設が検討されると思うが、国全体としては減少させる方向のため、その点を踏まえながら市民のニーズに応じた施策をお願いします。

D 委員

No.1「窓口サービスの充実・事務改善」の取組では、数値目標を20件としているが、当初から漠然とした計画だったのか、それとも、あらかじめ領域を決めていたものか。

事務局

計画策定時は、事務改善の内容を具体的に想定しておらず、数値目標を1件や2件としていたが、令和3年度に亀岡市がデジタルファースト宣言を行ったことに伴い、行政サービスのデジタル化やオンライン化を事務改善としてカウントし始めた。その結果、令和4年度は当初の目標を大きく上回る14件の事務改善につながったことから、令和5年度と6年度の数値目標を20件に修正したものである。

D 委員

数よりも中身が重要なので、今ある課題に対して解決すべきものの数字を積み上げて計画として、それに対して何パーセント達成できたのか、あるいは、それ以外に年度途中で生まれた課題などに対応した件数を別にカウントするなどすべきである。数合わせの数値ではなく行政運営を委員会では評価すべきだと思う。行政のマネジメントとして、どのように目標を掲げるのか考える作業自体が有用であることを認識しなければならない。

B 委員

取組んだ件数だけではなく、内容の報告を委員会や市民にすべきであり、評価もしやすくなる。

A 委員

No.9「電子決裁の推進」にある、電子決裁率 48.7%は、何に対する割合か。

総務課

文書作成を行う文書管理システムで起案された文書のうちの電子決裁率である。伝票作成を行う財務会計システムは含まれていない。

今後、支出負担行為を含む起案も電子決裁の対象となるが、電子化により非効率になる可能性がある工事の起工伺いなど、運用面を今年度検討していく。

事務局 ≪資料に沿って事務局から説明≫

No.2「市政情報の共有化と広報、広聴機会の充実」

No.6「人材の育成、職員研修の充実」

No.7「人事評価制度の運用」

No.13「受益者負担の適正化」

A 委員

No.2「市政情報の共有化と広報、広聴機会の充実」の取組では、コロナ関連へのアクセス数の減少に伴い、ホームページへのアクセス数が減少しているとあるが、どのようなページにアクセスが多いかなどの分析をしているか。

広報プロモーション課

最も多いのはトップページで、花火大会関連、入札情報関連と続く。

A 委員

ホームページを閲覧すると、花火大会などの最新情報や、行政側が伝えたい情報の発信にとどまっているように感じる。男女共同参画の団体の立場から申し上げると、トップページからどのようにしてたどり着くことができるか分からない。人権の項目が無いので、検索する必要がある。男女共同参画のページを見てみると、審議会の情報はあるが、ジェンダー関連の取組が出てこない。国の施策や亀岡市の施策など、行政が推進すべき市民に向けた施策展開の情報がないのが残念である。

講演会や講座では、参加者は数十人から多くて 100 人程度。ホームページ上にチェックシートを設けるなど、滞留しながら人権意識を啓発するきっかけづくりのような仕組みがあれば良い。

広報プロモーション課

委員が提案するような仕組みづくりはできていない。AI がおすすめページを表示する機

能を搭載している。

A 委員

ホームページへの掲載にはルールがあると思うが、範囲など規定はあるのか。担当課から載せたい情報などの要望を聞いているのか。

広報プロモーション課

ホームページに掲載する情報は、基本的には担当課が作成するため、担当課の判断で掲載している。担当課から相談があった場合は、掲載方法などのアドバイスを行っている。

B 委員

市民が情報を調べるときは、目的があって閲覧していると思う。コロナ禍であれば、危機感を持たれて調べた方が多かったのだろう。アクセス件数が減少して自己評価を「2」としているが、コロナ前の平常時と比べてどうであったかなどを示して評価しても良いのではないか。

E 委員

SNS で必要な情報を得ることができればホームページへのアクセス数は減少するのではないか。「いいね」の数やシェアされた件数などを指標にしてはどうか。

広報プロモーション課

特に LINE であれば、ホームページに誘導する情報発信を行っているため、SNS のフォロワー数の増加がホームページへのアクセス数の減少につながるとは考えていない。

会長

ホームページや SNS は特徴が異なるため、使い分けながら必要な情報発信してほしい。これまでの委員会では、LINE で情報収集されている方が一番多いようなので、リアルタイムによる情報発信は重要であると思う。ホームページは分かりやすい情報発信に努めてほしい。

D 委員

No.13「受益者負担の適正化」の取組では、使用料・手数料の検証の計画を3つに区分し、それぞれ令和4年度まで、5年度まで、6年度までと分けている理由は。また、学校施設使用料の検証は令和3年度までの計画だが、5年に一回の調査などと決めているのか。

事務局

計画策定時点では、3段階に分けて見直しを実施する想定であったため、それぞれ3年ま

たは4年間の実施としているが、実際には、近隣市の調査や比較、料金の見直しの調査を毎年行っている。実情と合わないため、計画を見直すことも検討する。

学校施設使用料の検証については、当初から2年間で実施する計画を立てており、令和2年度に調査を完了したことから、本委員会による報告は行っていない。ただし、その他の使用料・手数料とあわせて、教育施設分も見直し実施状況の照会を行っている。

B 委員

近隣自治体の調査を行っているようだが、料金を見直しを行った自治体だけをピックアップしているようにも見える。市の財政状況などに応じた検証が必要である。

事務局

本計画は令和2年度から5年間の計画であるが、特に令和3年度に全庁的な検証を行った。亀岡市は料金の統一的な基準を定めず、各施設等の担当課の判断で近隣自治体等の状況を見ながら料金設定を行っている。

また、令和3年度に統一的な基準を定めるかどうかの検討を行ったが、それぞれの料金により状況が異なることから、基準は定めないこととしている。

B 委員

事業により状況は異なると思うので、それぞれ計画的に検証してほしいと思う。

A 委員

以前の委員会で、他の自治体を調査する際に、亀岡市と同等の自治体を調査するなど基準を設ける提案があったと思うが採用されているのか。

事務局

全庁に対して、基準を示すことは行っていないが、当課が調査を実施する際には、府内の自治体のほか、亀岡市と人口規模が近い自治体をピックアップして行っている。

D 委員

No.7「人事評価制度の運用」の取組では、人事評価制度の運用状況自体を実績として報告されている。例えば、組織のパフォーマンスがどれだけ改善されたか、労務管理を担っている管理職のマネジメントがどれだけ向上したか、人事評価を受ける人が働きやすくなったのか、モチベーションは向上したかなどの視点が必要だと思う。

委員会は制度の運用状況を評価するのか。今後、制度の見直しがあるとは思いますが、事業評価の基準を明確にしてほしい。

人事課

成果をどのような指標で判断するかは難しいと感じている。本市の人事評価制度は人材育成自体を目的としている。評価される側は、求められているパフォーマンスを発揮しているかどうかを項目ごとに自己評価し、それに対して上司は、評価やコメントを行う。

制度開始後、95 パーセント以上の職員が、求められている役割を果たしていると実績が出ている。評価される側のモチベーションという点では、D から S までの 5 段階評価で S の評価を受けた職員には、給与に反映する制度としている。

令和 2 年度に設置した本制度も 5 年目を迎え、課題も見えてきているため、より良い制度となるよう改善していく。

会長

人事評価の結果をフィードバックしてアドバイスしているのは良いことだと思う。

D 委員

評価方法は絶対評価か、相対評価か。

人事課

絶対評価としている。S 評価を何パーセント、A 評価を何パーセントという基準はない。

A 委員

個人のスキルアップを図って、自己評価制度を運用していると思うが、組織力の向上という点では、職場環境や人間関係の改善が重要であると思う。療養休暇を取得する職員もいると聞いているが、支援やフォローをさらに行ってほしい。

人事課ではなく、第三者機関の相談窓口を設置することも必要で、その中で見受けられる職場の課題を分析した上で、組織に報告するような仕組みづくりも大事であると思う。

人事課

本市でも産業医を設置しているが、メンタルケアが専門ではないため不十分な点もあるかと思う。共済組合が設置している窓口につなぐなどを行っている。療養休暇を取得する職員数は横ばい状態であり、どのように削減するかは課題である。

事務局 ≪資料に沿って事務局から説明≫

No.4 「公民連携によるまちづくり」

No.5 「庁内連携システムの確立」

No.10 「経常的経費を含む事務事業の検証」

No.11 「元金償還額を上回らない市債の発行」

D 委員

NO.11 「元金償還額を上回らない市債の発行」の取組では、目標値をずっと達成しているが、5 か年計画の目標値は変更せずに実績値を報告しているということか。

財政課

令和2年度の行革大綱を策定する際に5か年の目標値を掲げ、そのまま維持している。

会長

新たな施設の建設が予定されており、市債発行額の増加が見込まれているという説明も以前あったかと思う。

財政課

事業の取捨選択や国庫補助の採択状況により、市債発行額が変動するため、当初の目標値の範囲内で予算編成を行っている。

D 委員

5か年の計画に対して、単年度の予算編成における市債の償還額や市債発行額、実績の決算額というように段階を踏んで紹介してもらえると評価しやすいと思う。

B 委員

NO.10 「経常的経費を含む事務事業の検証」について、事業の廃止や統合などをされていると思う。財政を良くするために、住民サービスを縮小しなければならないことは市民も理解していると思うが、事業の見直しの内容や理由を何らかの形で提示する必要があると思う。

財政課

毎年度の予算編成にあたり、財源を確保することに重点を置いている。経常的事業に係る一般財源の削減を各部局に照会し、主管部局の責任において、事業の精査を行っている。

B 委員

この委員会や、何らかの場で見直しを行ったリストを示した方が信頼を得られるのではないかと。子どもファースト事業を拡大するためなど、理由を明確にすれば、縮小に対して反対することはないと思う。

この取組項目を評価する上でも重要ではないかと思う。

財政課

経常収支比率が 94 パーセントを超えていることもあり、今回縮減した事業の項目としては、当初から終期を定めていたものや周年事業などにとどまり、大きなものはない。

会長

可能な限り、市民に見える形にしてほしい。亀岡市は新たな事業をいくつも始めているので、廃止した事業もあると思う。適正な内容であれば反対はないと思うので、市民に分かるように示すことは重要である。

A 委員

N0.5「庁内連携システムの確立」について、普段の業務を持ちながら、チームに参加する職員がいると思うが、参加者や担当課にアンケートなどを取っているか。

緊急性の高い事業を行うためにチームを作ることが多いと思うが、参加者の募集方法は、事業に関係する部署に呼び掛けを行っているのか、それとも、精通する職員を指名しているのか。

事務局

参加者の募集方法としては、全庁的に公募する方法と、実施する内容が明確で、かつ複数課にまたがるような事業であれば、課を指定してメンバーを選出する方法の大きく 2 種類がある。

アンケートに関しては、プロジェクトチーム等の活用状況を調査する際に、課題等の聞き取りを行っているが、通常業務との兼務による負担など一般的な課題が挙げられている。

会長

過度な業務量にならないよう配慮をお願いする。

F 委員

N0.10「経常的経費を含む事務事業の検証」について、今後予定している大型事業はどのようなものか。

財政課

中学校給食の実施方法を検討しており、方向性によっては新たな給食センターを整備するか、学校内に調理スペースを整備することが見込まれている。また、新たな火葬場についても整備が予定されている。

F 委員

現在、保津保育所の移転整備が進められているが、採算は取れるのか。

財政課

現在の保津保育所は、急傾斜地にあり老朽化も進んでいたことから整備が検討された。また、転入超過により子育て世帯が増え、保育ニーズも高まっていることから、低年齢児も受け入れが可能となるよう整備を進めている。

会長

全体を通して意見はないか。

G 委員

No.7「人事評価制度の運用」の取組について、職員のサポートをされているとは思いますが、昨年度、公立保育所から4人の正職員が退職したと聞いてショックを受けた。例年の退職者数は分からないが、元々正職員の人数が多くない中で若い職員が退職したことは、何が子育て支援かと感じた。

退職しなくてよいように、市民の子育て支援も大事だが、職員の子育て支援も必要である。

No.2「市政情報の共有化と広報、広聴機会の充実」の取組について、LINEを頻繁に配信され、災害情報や様々な行事関係など把握できるため、ホームページまではアクセスしていない。SNSなどを活用できない高齢者への配慮は必要だと思う。

個別の保育所がInstagramをされているところもあるが、児童数が少ない保育所がされていることが多いように感じ、公平性はどうなのかと感じた。

No.13「受益者負担の適正化」の取組では、以前、子育て施設のテレビ取材を受けた際、利用料が無料であることに驚かれていた。現在、子育てに関しては無料が当たり前のような風潮になっているが、子どもの数が減り、働く女性が増えている状況では、子育て施設の利用者は少なくなり、利用者の取り合いのサービス合戦となっている。物価や人件費が高騰する中で、委託費の増額も容認されないのであれば、受益者負担もやむを得ないのではないか。

事務局

正職員の退職については、それぞれの理由があるとは思いますが、保育士に関しては、会計年度任用職員を含め、集まりにくい傾向がある。どのようにすれば退職を防ぐことができるか

は今後も検討する必要がある。

SNS が高齢者に届きにくいという点について、例えば災害情報であれば、支援が必要な高齢者等の名簿を自治会に共有し、いざという時に活用するという運用をしている。どこまで人海戦術で対応できるかという課題はあるが、可能な限り対応している。

受益者負担に関しては、市外在住者のみ有料としている施設もあるが、それだけで賄えるわけではない。全ての施設を利用料のみで賄うわけではなく、市税を活用し、一部利用料で賄うのが公共施設であると考えている。また、ふるさと納税を活用し、スクラップアンドビルドを行いながら財源を確保している。

C 委員

市外に住んでいる孫を預かり、子育て施設などに連れていくと、自分たちは無料だが、孫は有料ということがある。その際の手続きに大変時間がかかった。

転勤などで転居先を決める際に、子育て施設が充実しているかを判断基準にしている人も多いと思う。スタジアムに木育施設もあるが、長時間過ごすには規模が小さい。子育て世帯を呼び込むための思い切った投資を行うことも行財政改革ではないかと思う。

副会長

かめまるランドは、以前まで市外在住者も無料で手続き等が不要であったが、利用者が多くなり、市内在住者が利用しにくい状況となったことから、市税を納めている市民の利便性を高めるよう市外在住者を有料とした経緯がある。

手続きが煩雑であったことは申し訳ないが、キャッシュレス決済を始めるなど工夫している。また、スマホなどで一度登録を行えば簡易になるようにしている。今後も意見を頂きながら改善していきたい。

受益者負担に関して言えば、自治体間での利用者の取り合いでサービス合戦になっている。亀岡市も補助金やふるさと納税、企業版ふるさと納税を活用しながら、子育て施設の整備に力を入れている。ふるさと納税に恵まれ、財政調整基金も以前より積上げることが出来ているが、ふるさと納税制度はいつまで続くか分からないので、経常経費の見直しや市債残高の削減を進め、健全な財政運営を行ってほしい。

また、市の総合計画審議会にも参加しているが、そこでも保育士の確保が議題にあがっており、正職員も生活リズムに合わせた働き方ができないか提案があった。

(2) 今後の行財政運営について

事務局 <<資料に沿って事務局から説明>>

資料2

D 委員

総合計画の一部に行財政改革の方針を盛り込む提案は賛成だが、2031年から始まる第6次の総合計画に向けたものか。

事務局

現在の行財政改革大綱が今年度で終了するため、来年度、2025年度から総合計画との一本化することを目指すものである。

D 委員

来年度から2030年度までの行財政改革大綱に代わる6年間の財政運営指針を策定することか。

事務局

指針はあくまで全庁的な基本方針であるため、今後の6年間は第5次亀岡市総合計画の第8章を推進することを考えている。

D 委員

これまで、行財政改革大綱と総合計画の実施期間がずれていたため、暫定的に指針を策定し、2031年度からは廃止するのか。

事務局

2031年度で指針を廃止するかどうかは、現時点で決めていないが、第6次総合計画では本格的に行財政改革と一本化することを考えている。

会長

総合計画を推進するための指標として指針を策定することか。指針と大綱の違いは何か。

事務局

総合計画の第8章は行政改革の取り組みそのものであり、行財政改革大綱と合わせて2本立てで取り組みを進めている状況であった。そのため、大綱及び実施計画を廃止し、総合計画の取り組みを行政改革として実施することを示すものが指針である。

会長

総合計画の中で行財政改革を推し進めているイメージは無いが。

事務局

これまで、行財政改革の分野は本委員会で議論いただいていたため、総合計画にはそうい

った視点での事業評価を行っていなかったと思う。今後は総合計画の進行管理に行政改革の視点を取り入れるなどを検討していきたい。

D 委員

委員会で指針案を作成し、市長に報告を行い、市長から議会へ提案するのか。

事務局

今回の指針の策定にあたっては、市長からの諮問に対して、委員会から指針案を答申していただくものではなく、市の責任において作成する。本委員会では、どのような中身にすべきかなど、ご意見をお聞きする場としたい。

会長

指針案は議会の議決を図るのか。

事務局

常任委員会において行政報告を行う。

会長

大綱を策定しない自治体が増えているという説明があったが、亀岡市においては、財政的に健全化され、30年前とは状況が異なっている。そのことと、総合計画との一本化による効率化を目指すのが今回の指針を策定する目的か。

事務局

行財政運営の健全化は今後も継続する必要があるため、総合計画の中で推進することを考えている。

会長

財政的に豊かになったとしても、市民の目が一切入らなくて良いということにはならない。人事評価の面でもそうだが、適切な働く環境を整えるために、市民の意見を伝える場は必要である。

B 委員

行政改革という手段を取りながら、委員会で行政運営をチェックする場になっていたと思う。総合計画の中に入れる目的には二つの考え方があり、一つは総合計画に元々行政改革の章があるので一本化するという考え方。もう一方は、これまでの大綱のように範囲を定めないことで、広がり生まれるという考え方。亀岡市はどちらを目指すのか示す必要がある。

この委員会の位置づけは、総合計画に組み込まれるのか、無くすのか、チェック機能とし

て別に残すのか考えなければならない。

総合計画との一本化は悪いことではないが、逃げるためか、腹をくくるためか、いずれかによっては負担が増える可能性もあり、これまでの成果がうやむやになる可能性もある。国の政策が今後どのようなようになるか分からないが、亀岡市のアカウンタビリティの方針を考えるべきだと思う。

A 委員

総合計画の進行管理部会は外部の委員会か。

事務局

総合計画審議会の中に設置している外部委員会である。

A 委員

総合計画への一本化は財政面と人材面だけか。

事務局

これまで行財政改革大綱に掲げていたものすべてを一本化する。

元々、行政の無駄を省くという目的で始まった行政改革であるが、現在はサービスの向上などにシフトしており、改革という言葉が当てはまらないという意見が議会などからも出ている。

A 委員

総合計画と一本化した場合は、総合計画審議会がチェック機能を果たすということか。

事務局

外部のチェック機関は残さなければならないと考えている。

会長

現在の総合計画審議会は、チェック機能としての役割ではないように思う。毎年、4件ほどの事業を選択し、その事業に対して、聞き取りを行い、市長に進言を行っている。

財政面や人事面など、行政運営に関することには触れていない。そのような意味でも、どのようにチェックを行うか、本委員会から意見をいただければと思う。

副会長

副市長からも行政改革は永遠の課題であるという話があった。削減、縮小の行革から増やすタイプの行革など、時代の変化に合わせて視点が変化している。当初は、財源をいくら浮かせた、予算を削減したなど、最小のコストで最大の成果をあげることを目的としており、

数値化可能な取組も多かったが、現在は評価しにくい取組が増えている。その点では、行革も変わっていく必要があるようにも感じている。

総合計画審議会ではおよそ 400 件ある事業の中から、年間 5 件ほどを抽出して審議している。総合計画審議会から、財政分野の委員会を立ち上げるのであれば良いと思うが、行政改革推進委員会をなくして、市民の目が届かなくなることはどうかと思う。

現在の行政改革推進委員会が時代にそぐわないと事務局が考えているのであれば、変えていけばいいと思うが、無くすのではなく、チェック機関としての委員会は残すべきだ考える。

総合計画第 8 章の健全な財政運営に特化した形で、健全化指標を深掘してチェックするなども一つの方法だと思う。

会長

総合計画第 8 章で行財政運営について謳われているように、これを基本方針として進めることについて反対意見は無かったように思う。

年々変化する行財政改革の進捗や行財政改革の手法について、チェックしていく体制を作る必要がある。

次回の委員会で全て決めるのは難しいように思うので、指針の作成状況を報告してもらえればと思う。

5 その他

(1) 今後のスケジュールについて

事務局 ≪資料に沿って事務局から説明≫

資料 3

事務局

次回の委員会では、総合計画における指針の位置づけや、行政改革推進委員会の位置づけ、今後の方向性などを説明させていただく。

必要に応じて、次回の委員会までに臨時で開催する場合や、書面報告をする場合は連絡をさせていただく。

6 閉 会

以 上